平成２４年（フ）第３６３号
神奈川県平塚市横内4029番地の１　堀合コーポＡ－２号
債務者　一戸　雅彦
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第３６７号
神奈川県小田原市久野3212番地の６
債務者　細谷　政則
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２４年（フ）第２６０号
相模原市南区南台６丁目16番９号
債務者　星野　理恵（旧姓渡邉）
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２６８号
相模原市緑区上九沢294番地11　笹野ハイム１号室
債務者　久保寺由美
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２７５号
相模原市南区相模台５丁目８番15号
債務者　峰　　弘昭
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所小田原支部

平成２４年（フ）第２７６号
相模原市緑区下九沢1601番地１　リバティヒルズ橋本南103号
債務者　河村　吉則
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第２９４号
相模原市中央区田名3177番地３
債務者　石井　淳子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第３３号
新潟県加茂市寿町２番47号、前住所新潟県加茂市千刈１丁目８番２―33号
債務者　大湊恵美子
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４１号
新潟県三条市柳川新田635番地７
債務者　湯沢　初枝
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第４７号
新潟県三条市森町1409番地
債務者　佐野　健作
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　新潟地方裁判所三条支部

平成２４年（フ）第２３９号
静岡県熱海市伊豆山1090番地の18
債務者　藤田　麻巳（旧姓本間）
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２４７号
静岡県裾野市須山3005番地の80
債務者　藤木　　喬
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５３号
静岡県伊豆の国市長岡735番地　大森アパート
債務者　天野タツ子（旧姓若林）
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５７号
静岡県熱海市中央町１番９号　中央ビル
債務者　髙橋カズヱ
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第２５号
京都府福知山市字堀416番地の７　グリーンマンション芦田Ａ202号
債務者　西原　　龍
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２４年（フ）第４２号
山口県宇部市浜町２丁目３番30―１号
債務者　佐伯ヒサエこと　玉野ヒサエ
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　山口地方裁判所宇部支部

平成２４年（フ）第３６０号
熊本市中央区琴平本町７番12号　丸山アパート102号
債務者　谷川　和美
１　決定年月日時　平成24年７月20日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第３８５号
熊本市西区上熊本３丁目１番23―203号　シティマンション
債務者　松永　　博
１　決定年月日時　平成24年７月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年９月13日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係